

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房の所掌事務のうち市民活動の促進に関する事務を政策統括官の職務とする。(第二条及び第

三条関係)

第二 大臣官房審議官並びに大臣官房及び本府に置かれる参事官の定数を改めること。(第八条、第九条、

第二十条及び附則第八条関係)

第三 沖縄振興局に置く総務課の所掌事務及び参事官の職務について所要の改正を行うこと。(第二十九条

及び第三十条関係)

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 この政令は、公布の日から施行すること。

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第三号中メをミとし、コからユまでをエからメまでとし、フの次に次のように加える。

コ 市民活動の促進に関すること。

第八条第六項中「十六人」を「十八人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第九条第三項中「六人」を「九人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、そのうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

「政策評価広報課

第十条中「七課」を「六課」に、

市民活動促進課

を「政策評価広報課」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十条第三項中「三十五人」を「三十八人」に改める。

第二十九条第二号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を「のうち、次に掲げる事項に関する」とに改め、同号に次のように加える。

イ 教育及び文化の振興

ロ 福祉の増進及び医療の確保

ハ 環境の保全

ニ 水道及び工業用水道の整備

第二十九条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務のうち、第二号イからニまでに掲

げる事項に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

第三十条第一号中「のうち、次号イからホまでに掲げる事項に関すること」を「（総務課の所掌に属するものを除く。）」に改める。

附則中第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（本府に置かれる参事官の設置期間の特例）

第八条 第二十条の参事官のうち二人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則中第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

第五条 第八条（第二項から第四項までを除く。）の審議官（同条第六項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成二十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち市民活動の促進に関する事務を政策統括官の職務とするとともに、大臣官房に置く審議官及び参事官の定数を改めるほか、沖縄振興局に置く総務課の所掌事務及び参事官の職務について所要の改正を行う等の必要があるからである。